

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

1) 地域の災害リスク

a) 地震

守口市において最も大きな被害をもたらす災害は南海トラフ巨大地震であり、国及び大阪府等の知見をふまえ今後30年以内に70～80%の確率で発生すると想定している。同地震が発生した場合には市内全域で震度6弱の揺れを観測すると予想されている。

南海トラフ地震が発生した場合の詳細な被害想定は、守口市地域防災計画に記載している。

<守口市地域防災計画>

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikikanrishitsu/chiiki_bousai_plan/1445415656585.html

b) 風水害

大雨が降った際には、守口市は淀川及び寝屋川水系の古川の洪水リスクが市域全域に影響する。それぞれ、1,000年に一度のレベルの最大規模で洪水浸水想定区域図を基にハザードマップを作成している。

また、平成24年8月に本市域に降った大雨を基に、内水ハザードマップを作成している。

これらはいずれも水防法に基づき作成しているものであり、本市ホームページでも公開している。

<守口市ハザードマップ>

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikikanrishitsu/bousaihazaadomappu/1567142555654.html>

c) 感染症

新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき感染症対策を実施している。新型コロナウイルス感染症の対応では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき初めて緊急事態宣言が発令され、同法に基づき本市も「守口市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する等、国、大阪府、守口市が一体となって市域における感染症対策を実施しているところである。

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 6,127 者 (平成28年 経済センサス)
- ・ 中小企業者数 4,652 者 (平成28年 中小企業庁 市区町村別中小企業数)
- ・ 小規模事業者数 4,439 者 (平成28年 経済センサス)

3) これまでの取組

【守口門真商工会議所】

- ・ 事業継続力強化計画や大阪府「超簡易版BCP『これだけは!』シート」の策定に向けた個社支援
- ・ 事業継続計画(BCP)策定セミナーの実施
- ・ 事業継続計画に関する国・大阪府施策の周知
- ・ 「業務災害補償プラン」等の商工会議所保険制度の加入促進
- ・ 被災事業者対応のための特別相談窓口の設置
- ・ 著名な防災専門家による講演会の開催

【守口市】

（備蓄）

守口市では、最大規模の被害想定となる南海トラフ地震の発生に備え計画的に被災者に対する備蓄品を計画的に充実させている。平成28年度から令和2年度までに大阪府と協調して必要品目の備蓄品を購入したため、今後は備蓄品目の拡大及び計画的な更新（ローリングストック）並びに避難所における生活の質向上のための物品の充実に努めることとしている。

（訓練）

守口市では、災害対策基本法に基づき「守口市地域防災計画」を作成し市域の地震、風水害のハザードを公表している。同計画に基づき対策を講じ、庁内のみならず警察・消防・自衛隊などの防災関係機関とも連携し訓練を通じてスキルの向上、災害発生時及び平時からの備えについて認識共有している。

訓練には地域住民も多く参加し、体験型の訓練を通じて市民の防災意識の向上にも役立てている。

（市民啓発）

災害による被害を最小限に抑えるためには「自助・共助」が重要である。このため、市民の防災意識の啓発を図るために、地域の自主防災組織の強化や同組織と連携したコミュニティレベルでの防災訓練も実施している。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型啓発として、守口市では市公式YouTubeに防災動画を作成し、掲載している。これにより、誰もがどこでも防災に関する知識を簡単に習得することができ、日頃からの備えに大きく役立っている。

<守口市防災動画>

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikikanrishitsu/movie/1614664707318.html>

（災害から子どもを守るための取組み）

上記取組みの他に、「子ども向け安全・安心マップ」を作成し、市内全小学校の児童を対象に配付している。防災・防犯に関する知識を身に付ける他、居住する地区の危険な場所を自ら認識し地図で確認できる等、主体的な防災教育の向上の一助を担っている。

②課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる守口門真商工会議所と守口市との具体的な協力体制やマニュアルが未整備である。
- ・守口門真商工会議所は、法に基づく商工業振興支援団体であるが災害時の事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できるレベルの知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。また、地域における事業所の被害状況や感染状況を収集する仕組みが確立されていないため、迅速に実態を把握できない。
- ・以上の要因等から事業所に対する事業継続計画策定等の事前対策について、小規模事業者への周知や指導援助が不足している。

③目標

実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ14,000事業者

令和4年度：2,800事業者

令和5年度：2,800事業者

令和6年度：2,800事業者

令和7年度：2,800事業者

令和8年度：2,800事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、会員企業と守口門真商工会議所、及び同商工会議所と守口市との間における被害情報の収集報告と共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな事業再開支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（パンデミックレベル）には速やかに拡大防止措置を連携して行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④その他

守口門真商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

⑥事業継続力強化支援事業の内容

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・守口市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の情報を周知する。
- ・守口門真商工会議所と守口市は、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスクについて説明する。
- ・守口門真商工会議所と守口市は、市広報や会報、ホームページ、メールマガジン等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を含めた情報提供などを行う。
- ・事業者へ、従業員の安全確保や帰宅困難者となった際の備品の備蓄、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・大阪府が提供する「簡易版BCP」、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を行う。
- ・事業継続計画策定において、セミナーや関連施策についてSNSや会報等により情報提供する。
- ・必要に応じて専門家を活用した精度の高い事業継続計画の策定を行う。

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて、地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府市町村合同地震津波対策訓練へ必要に応じて参加することにより、連絡体制の確認を行う。
- ・守口門真商工会議所と守口市は、自然災害の発生を想定し、連絡体制の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・守口門真商工会議所は令和8年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体との連携

- ・大阪府商工会連合会の事業継続計画（BCP）策定支援制度を活用した専門家派遣を活用することで同連合会と連携を図る。
- ・関係団体からポスター掲示やチラシ配架等の依頼がある場合、BCP策定の普及啓発のために積極的に協力する。

g) フォローアップ

- ・守口門真商工会議所と守口市（市民生活部 地域振興課及び危機管理室）は当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には人命救助が最優先であることを前提とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に各職員の安否や業務従事の可否、周辺の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について確認を行い、速やかに情報を共有した上で、両者の協議により応急対策の実施可否を判断する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、守口市は感染症対策本部を設置、守口門真商工会議所は消毒・手洗い・来所者の緊急連絡先の確保等を行った上で、応急対策の実施可否を判断する。

b) 応急対策の方針決定

- ・守口門真商工会議所と守口市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・守口門真商工会議所及び守口市は、以下の被害規模の目安をもとに、市内の被害状況を確認すると共に、大阪府「被害状況報告の流れ」に従い情報を共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により守口門真商工会議所と守口市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～	地区内中小企業の被害状況に応じ必要に応じて共有する

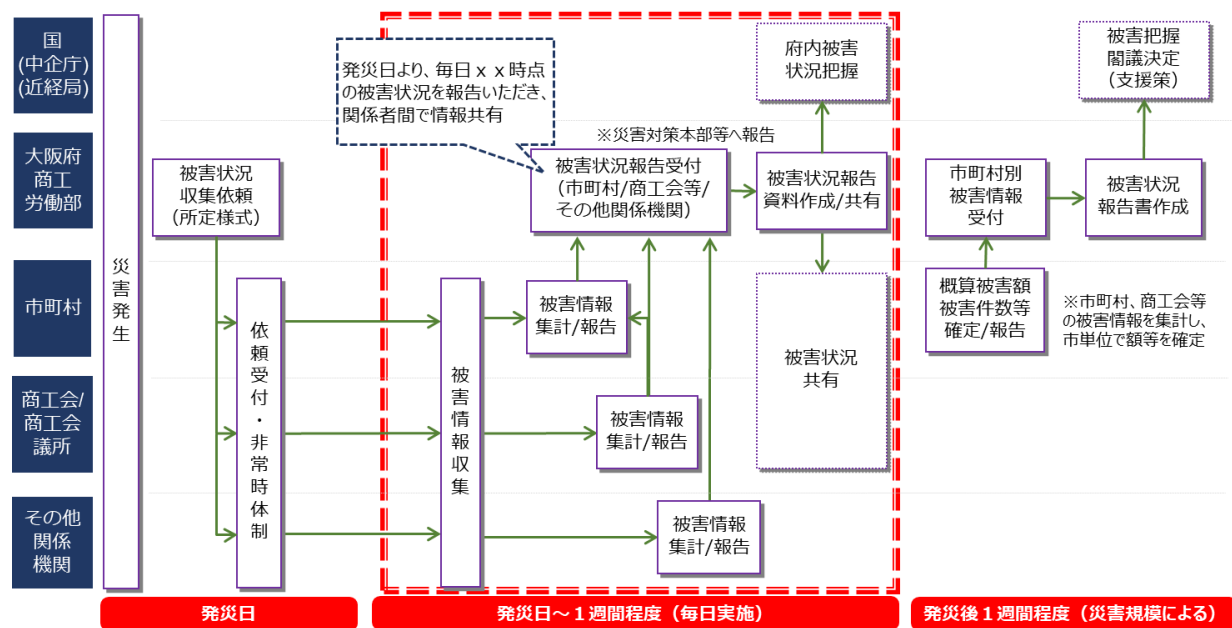
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 守口門真商工会議所は自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・ 守口門真商工会議所と守口市は二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 守口門真商工会議所と守口市は被害状況の確認方法や被害額（合計額、建物、設備、商品等）の算定は、大阪府が定める方法に基づき算出し、情報を共有する。
- ・ 自然災害発生及び感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、守口門真商工会議所と守口市が共有した情報を大阪府の指定する方法にて守口門真商工会議所又は守口市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■ 被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、守口門真商工会議所は守口市と相談の上、速やかに開始する。（守口門真商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 相談窓口は安全性が確保された場所に設置する。
- ・ 守口門真商工会議所は、可能な限り地区内小規模事業者の被害状況及び支援ニーズの詳細を確認する。
- ・ 守口門真商工会議所及び守口市は応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、守口市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知すると共に事業者の支援ニーズを大阪府等に届け必要な資源・手段の確保に努める。
- ・ 感染症のパンデミック発生の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- 国や大阪府の方針をふまえ市として復旧・復興支援の方針を定め、商工会議所等関係機関と被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 守口市の被害規模が大きく、市だけでは対応が困難な場合、北河内7市（守口市、門真市、枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市）による災害相互応援協定に基づき応援要請を求める。
- 守口門真商工会議所は被害規模が大きく、職員だけで対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づいて、他の地域からの応援派遣等を要請する。

6) その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

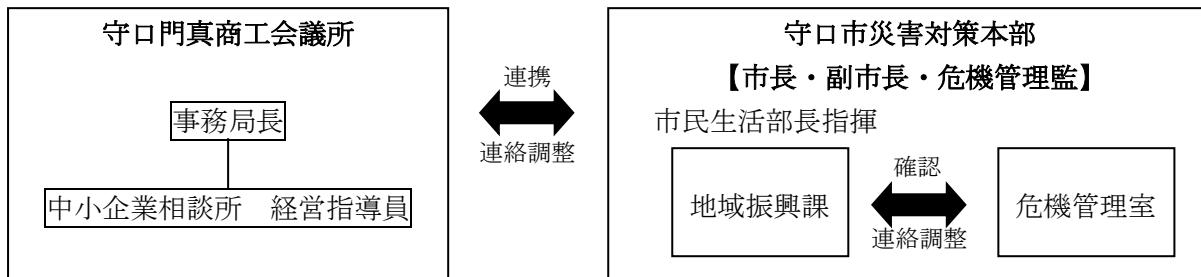
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

⑦実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先(連絡先は⑨参照)

経営指導員 小西 敬人
経営指導員 吉川 昌宏
経営指導員 赤堀 彰則
経営指導員 松本 竜治
経営指導員 宮前 能

○当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の計画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

⑨商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

○守口門真商工会議所

商工振興部 中小企業相談所
〒571-0045 大阪府門真市殿島町6番4号
TEL: 06-6909-3303 FAX: 06-6909-3409
E-mail: soudan@mk-cci.jp

○守口市

市民生活部 地域振興課
〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
TEL: 06-6992-1490(直通) FAX: 06-6998-0345(直通)
E-mail: Mori_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp
危機管理室
〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
TEL: 06-6992-1497(直通) FAX: 06-6994-7494(直通)
E-mail: Mori_kikikanri@city-moriguchi-osaka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【守口門真商工会議所】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、大阪府補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【守口市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携先：大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 住 所：〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 電 話：06-6947-4340 F A X：06-6947-4343 メール：shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
・大阪府商工会連合会の「事業継続計画（BCP）策定支援制度」事業を活用した専門家による事業継続計画策定支援・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定支援
連携して事業を実施する者の役割
・守口門真商工会議所より支援依頼を受けた中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣する。専門家は事業者の現状と対策を確認し、簡易版BCP及び事業継続計画・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定支援を行う。また、必要に応じてフォローアップを行う。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[守口門真商工会議所] -- 相談 --> B[中小企業小規模事業者]; B -- フォローアップ --> A; A -- 支援依頼 --> C[大阪府商工会連合会]; C -- 情報共有 --> A; C -- 専門家派遣・策定支援 フォローアップ --> B;</pre>